

特記仕様書

工事番号 令和6年度 第J-5号
工事名 クリーンセンター滋賀 築堤工事
工事場所 甲賀市甲賀町神

第1条

本工事の施工にあたっては、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書（令和2年4月（令和6年4月一部改定））」（以下、「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和6年4月改定）滋賀県土木交通部」（以下、「付則」という。）によるものとする。

第2条

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）特例監理技術者が兼務できる工事は、甲賀土木事務所管内（支所管内を除く）の工事でなければならない。
 - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項（1）～（8）の事項について確認できる書類を下記により提出すること。

- (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
 - (2) (1) の提出書類と同じ
 - (3) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（3カ月以上の雇用関係を証明できる健康保険被保険者証の写しなど）
 - (4) 特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
 - (5) (4) の提出書類と同じ
 - (6) 業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など）
 - (7) (6) の提出書類と同じ
 - (8) (6) の提出書類と同じ
3. 本工事において、特例監理技術者および監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

第3条

本工事は、発注者が週休2日達成100%に取り組むことを指定する発注者指定方式（達成100%指定型）工事である。

完全週休2日実施に関する事項は、別添「（土木工事版）週休2日取組指定型工事実施要領」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、週休2日の達成率が100%未満であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

第4条

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工事開始日の前日までの期間）を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により、工事開始日を通知すること。取り扱いについては、滋賀県ホームページ掲載の「工事における余裕期間制度実施要領（令和2年2月）（令和5年12月改正）（滋賀県）」および「建設工事における余裕期間制度 運用マニュアル（令和3年3月）（滋賀県土木交通部）」に基づくものとする。

滋賀県ホームページ

滋賀県＞事業者の方＞入札・売却・指定管理＞公共工事＞記事一覧「余裕期間制度について」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/>

2. 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
3. 余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。
4. コリンズへ登録する技術者の従事期間は、実工期の範囲で従事する期間を登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)
5. 受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等を定め、所定の様式により届け出るものとする。
6. 本工事の工事開始期限日は、令和7年3月28日としておりこの日までに工事を開始すること。

契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事開始日の変更をすることができる。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第5条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、下記のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1-4 施工計画書

受注者は、施工計画書の作成にあたり、「その他」の事項として新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。

必要と認める拡大防止対策のうち共通仮設および現場管理の範囲を超え、受注者が追加で費用を要する拡大防止対策を行う場合は、受発注者間で設計変更の協議を行うこととする。協議における資料は受注者の負担により作成するものとする。

1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録をしなければならない。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた

に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-1-11 受注者相互の協力

(関連工事の調整)

本工事区間に一部重複・隣接して、令和6年度 第J-3号 クリーンセンター滋賀場内整備工事を実施しているため、施工に際しては、盛土材の土砂掘削場所やダンプトラックの通行等について相互連絡調整を密に行うこと。

1-1-1-14 設計図書の変更

(土木工事設計変更ガイドライン)

設計変更等については、契約約款第18条から第24条および共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集」によることとする。

なお、「土木工事設計変更ガイドライン」6.(5)に記載のとおり、施工途中において、正式な書面によらない事項(口頭指示のみの指示・協議等)については原則として設計変更の対象としない。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 受注者は、施工計画書を提出する際に、本工事の工事期間中における真夏日の計測方法および観測箇所を明示すること。
- (3) 真夏日とは5月1日から9月30日までの期間における日最高気温が30℃以上の日をいう。
ただし、夜間工事の場合は5月1日から9月30日までの期間における作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
なお、WBGTを用いて真夏日を計測する場合は、WBGTが25℃以上となる日数を真夏日とみなす。
- (4) 工期とは、工事の始期日から終期日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、工事の始期日から着手日までの期間および工事の終期日より20日前の期間は、含まない。
- (5) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。
真夏日率＝工期期間中の真夏日日数 ÷ 工期
- (6) 真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

1-1-1-18 建設副産物

(建設副産物情報交換システム)

本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。

また、受注者は COBRIS により出力した再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を監督職員に提出するものとする。

(舗装の切断作業に伴う泥水の処理)

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水の処理については、現場内で作業水として再利用するために必要となる経費を計上しているが、現場条件等により、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

(混合廃棄物の現場分別等による減量化)

本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化に努めること。

なお、現場分別の実施については「現場分別マニュアル（案）」（近畿地方整備局）を参照すること。

(再生資源利用計画)

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画)

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

1-1-1-23 施工管理

(建設現場の遠隔臨場の実施)

本工事は、契約後、受注者が希望する場合に、『建設現場の遠隔臨場に関する実施要領』に従い、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事とすることができる。

「建設現場の遠隔臨場」とは、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等

による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」または「立会」の遠隔臨場（WEB 立会）を行うものである。なお、「建設現場の遠隔臨場」を実施するにあたり必要となる費用は、技術管理費に含むものとする。

（ICT 活用工事）

1 ICT 活用工事

本工事は、滋賀県土木交通部における ICT 活用実施方針に基づき、ICT の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査および工事完成図や施工管理の記録および関係書類について三次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

2 定義

ICT 活用工事とは、施工プロセスの次に示す段階において、ICT を全面的に活用する工事であり、次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用する工事である。

本工事においては、土工を含む工事を対象とする。

- ① 三次元起工測量
- ② 三次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 三次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 三次元データの納品

3 受注者は、土工以外に地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工および作業土工（床掘）に ICT 活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に次の 4～8 により ICT 活用施工を行うことができる。

4 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容および対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関する ICT 活用を提案・協議した場合は、土工とともに実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5 ICT を用い、以下の施工を実施する。

① 三次元起工測量

受注者は、三次元測量データを取得するため、次の 1)～8) から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合においては、管理断面および変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT 活用とする。なお、監督職員と協議する。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS 等光波方式を用いた起工測量

- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の三次元計測技術を用いた起工測量

② 三次元設計データ作成

受注者は、設計図書や5①で得られたデータを用いて、三次元出来形管理を行うための三次元設計データを作成する。

③ ICT 建設機械による施工

5②で作成した三次元設計データを用い、次に示す ICT 建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

1) 三次元MCまたは三次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する三次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する三次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

ただし、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT 建設機械による施工が困難となる場合は従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとし、監督職員と協議する。

④ 三次元出来形管理等の施工管理

5③による工事の施工管理において、次の1)～10)から選択（複数以上可）して、出来形管理を、また11)を用いた品質管理を行うものとする。

出来形管理に当たっては、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、1)～10)を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。また、降雪・積雪によって面管理が実施できない場合においても、管理断面および変化点の計測による出来形管理が選択できるものとする。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準ずる出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工）
- 9) 施工履歴データを用いた出来形管理（河床等掘削）
- 10) その他の三次元計測技術を用いた出来形管理
- 11) TS・GNSSを用いた締固め回数管理

受注者は、河川・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法またはRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前および盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 三次元データの納品

5④により確認された三次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

- 6 上記5①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、三次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- 7 上記5①～⑤で使用するICT機器に入力した三次元設計データを監督職員に提出すること。
- 8 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
- 9 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

○ ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、三次元モデルを復元可能なデータ（以下「三次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面および受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

○ ICT 活用工事の費用について

- 1 ICT 活用工事を実施する項目については、滋賀県土木交通部が定める「土木工事標準積算基準書・土木工事標準積算基準書（参考資料）」および「滋賀県土木交通部における ICT 活用実施要領」に基づき費用を計上している。

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに、土工以外の工種に関する ICT 活用について発注者へ提案・協議を行う。また、土工についても ICT 活用に関する具体的な工事内容および対象範囲の協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT 活用施工の実施に係る項目については、各段階を設計変更の対象とし、「滋賀県土木交通部における ICT 活用実施要領」により計上することとする。

なお、監督職員の指示に基づき、三次元起工測量を実施するとともに三次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

- 2 掘削工の ICT 建設機械による施工は、当面の間、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT 施工に要した建設機械（ICT 建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%を「掘削（ICT）[ICT 建機使用割合 100%]」の施工数量として変更するものとする。

- 3 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

（建設現場の遠隔臨場の実施）

本工事は、契約後、受注者が希望する場合に、『建設現場の遠隔臨場に関する実施要領』に従い、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事とすることができる。

「建設現場の遠隔臨場」とは、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」または「立会」の遠隔臨場（WEB 立会）を行うものである。なお、「建設現場の遠隔臨場」を実施するにあたり必要となる費用は、技術管理費に含むものとする。

1-1-1-26 工事中の安全確保

（工法変更等への対応）

1. 構造物等の施工に於いて湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
2. 工事中に於ける民生安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3. 工事により汚濁水が発生した場合、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(工事現場の現場環境改善費)

1. 本工事は現場環境改善費（率分）の対象工事である。
2. 現場環境改善費として実施する項目については、原則として仮設備関係、営繕関係、安全関係および地域連携の各項目（いずれかの項目は2項目）の合計5つの内容を実施すること。

(現場環境改善（快適トイレ設置の試行))

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の試行対象工事である。受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、着手前に監督職員と協議を行った上で、設置する旨を施工計画書に記載して監督職員に提出し、別添「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」に基づき実施すること。

1-1-1-29 事故報告書

共通仕様書付則 1-1-1-29 に記載の「直ちに」とは「事故発生後 30 分以内に」と読み替えること。

1-1-1-30 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の適用)

本工事の施工にあたっては、低騒音建設機械を使用するものとする。

(公害調査)

本工事において、公害に係る調査が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

1-1-1-32 交通安全管理

(工事用道路)

1. 建設機械運搬等、工事にかかる車両の通行経路は、県道南土山甲賀線の国道1号方面みのとし、その他の経路（甲賀方面）を通行してはならない。

1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更

(施工時間)

施工時間は、昼間施工（8:30～17:00）とする。

1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第2編 材 料 編

第1章 一般事項

第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

（品質証明書等）

受注者は、工事に使用する材料のうち、下記の材料及び監督職員の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

材 料 名	規 格	摘 要
レディーミクストコンクリート	全ての規格	

第2章 土 工

第3節 河川土工・湖岸土工・砂防土工

1-2-3-3 盛土工

（搬入土）

1. 本工事に使用する盛土材については、掘削土および場内に仮置きされている土砂を使用するとともに搬入土（他の公共工事残土）を使用する予定である。

ただし、場内仮置き土および搬入土については、関連工事でも使用するため、工事間で相互連絡調整を密に行うこと。

土量の確認方法については、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

（搬入土仮置き工）

搬入土仮置き工は、他の公共工事より搬入される土砂を本工事だけでなく他工事でも使用するため、当所が指定する場所へ集積するものである。

現設計では10,000m³を計上しているが、他の公共工事との調整により搬入土の増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-2 請負代金内訳書

(請負代金内訳書の提出)

受注者は、契約約款第3条に基づく請負代金内訳書を監督職員を通じて発注者に提出すること。

3-1-1-7 数量の算出

(出来形数量の提出)

受注者は工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督職員が指示する期日までに監督職員に提出するものとする。

3-1-1-15 提出書類

(電子データ交換・共有)

1. 本工事は、滋賀県工事管理情報システム（以下「本システム」という）の利用ができない工事であり、受注者は、紙等により提出するものとする。
2. 受注者は、監督職員と協議の上、本システム以外の公社の費用負担がない情報共有システムを利用できるものとする。ただし、利用するシステムを変更した場合においても、システムの利用料金は、共通仮設費の率計上分に含まれているため、設計変更の対象としない。

3-1-1-16 創意工夫

工事成績評定における創意工夫または地域社会への貢献（以下「創意工夫等」という）に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員あて提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

第2章 共通の工種

第3節 共通の工種

共 通

VE提案

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事であり、付則によることとする。

そ の 他

1. 本工事は、埋め立てた廃棄物の上に盛土等を施工するため、施工時に沈下する恐れがある。施工管理等に十分留意すること。
2. 施工にあたって、埋設している遮水シート等処分場の施設を破損しないよう作業員等への周知徹底を図ること。破損した場合は、直ちに監督職員に報告すること。
3. 現場から出る際には、県道を汚さないよう現場備え付けの洗輪機や高圧洗浄機を利用し、タイヤ等の泥を落とすこと。
4. 本工事は現場は、処分場内のため土日祝日等の国民の祝日に関する法律に規定する休日および公社規程による年末年始の休日（12月31日から1月5日まで）は、立ち入りできないよう施錠するため入場することができない。都合上、やむを得ず公社休日に施工する場合は、施工の可否について事前に監督職員と協議し承認を得ること。
5. その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議し、承諾を得たうえで作業を進めること。

(土木工事版) 週休2日取組指定型工事 実施要領

1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、土木工事現場において週休2日の取組を指定する工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

発注者が、週休2日の取組を指定する「週休2日取組指定型工事」を実施し、週休2日に取組んだ工事に対して、工事成績評定にて評点を加算するとともに、週休2日の取得に要する費用を計上する。

- 毎週「土日」を休みとする「完全週休2日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。）
- 「週休2日取組指定型工事」の適用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 工事成績評定において評価する。
- 週休2日の取得に要する費用を計上する。
- 対象工事は、土木交通部が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く）とする。また、現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。
- 発注方式は次のとおりとする。

発注者指定方式（達成100%指定型）

発注者が、週休2日達成100%に取り組むことを指定するタイプ

- 建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領による。

3. 定義

- ・「完全週休2日（以下「週休2日」という。）」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した2曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の(1)および(2)の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。
 - (1) 次に該当する期間を含む週単位の期間とする。
 - ①契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始されるまでの期間）
 - ②工期の終期日から20日前または工事完了日のうち早い日から工期の終期日までの期間
 - ③工場製作のみの期間
 - ④工事全体を一時中止している期間

⑤夏季休暇（3日）、年末年始(12月29日から1月3日までの6日間)

(2) 以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）

②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業

③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業

④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

・現場閉所率は下記による。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{休暇日において現場閉所を行った日数}}{\text{対象期間の週数} \times 7}$$

・雨休日は、土日、祝祭日、年末年始(6日間)および夏季休暇(3日間)ならびに平日の天候(降雨、降雪等 雨量10mm/日程度)による不稼動日とする。

・工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日取組指定型工事」であることを示す看板（以下「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により4週毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間の計算から控除しない。
- ・監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・実施状況に応じて、工事成績評定により評価を行う。
- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともが確認の上、発注者が工事成績評定の評価内容および費用に関して決定する。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。
- ・履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の評価は行わない。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、評価の対象期間の計算から控除しない。

6. 費用（積算方法等）

週休2日の取得に要する費用は、次の（1）から（3）までによる。

（1）補正係数

週休2日を実施する場合、以下に示す補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じるものとする。

【現場閉所率 28.5%以上（週休2日達成 100%相当）】

・ 労務費	1.04
・ 機械経費（賃料）	1.02
・ 共通仮設費率	1.03
・ 現場管理費率	1.05

現場閉所率(4週のうち4週が週休2日) $(4 \times 2) / (4 \times 7) = 28.5\%$ $100\% = 4 \text{ 週} / 4 \text{ 週}$
--

なお、土木工事標準単価については、別表-1「週休2日制工事における土木工事標準単価の補正係数」による補正単価を使用することとし、市場単価（土木コスト情報および土木施工単価を根拠とする施工単価）については、別表-2「週休2日制工事における市場単価方式の補正係数」による補正単価を使用することとする。

ただし、労務費分、機械経費分が明らかとなっていない見積による施工単価については、補正の対象としない。

また、以下について補正の対象としない。

- ・ 土木工事：工場製作工に該当する体系
- ・ 電気通信工事：工場製作工、機器単体費に該当する体系
- ・ 機械設備工事：労務費、工場製作工に該当する体系

（2）補正方法

当初予定価格から週休2日達成 100%を前提として補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が 28.5%に満たないものは、滋賀県建設工事請負契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

(3) 対象工事である旨等の明示

週休2日に取り組む場合は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

第●条

本工事は、発注者が週休2日達成100%に取り組むことを指定する発注者指定方式（達成100%指定型）工事である。

完全週休2日実施に関する事項は、別添「（土木工事版）週休2日取組指定型工事実施要領」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、週休2日の達成率が100%未満であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、提出された施工計画書が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

7. 着手前の確認事項等

週休2日に取り組むに当たり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

- ①受注者は、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。
- ②「工事工程表」「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。
- ③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

8. 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第一月曜日までの現場閉所日実績を打合せ簿により報告をする（別紙-1）。

発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

(1) 工事実施期間中

①休暇日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね1ヶ月単位（履行報告と同時期等）で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

②確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候（降雨、降雪等）により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

③天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がない場合は、この限りでない。監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限する。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

④対象期間における雨休日が発注時の明示以上あった場合

受発注者協議のうえ原則として、その差分について工期の延長を行う。ただし、工期に余裕があるなど工期の延長を行う必要がない場合は、この限りでない。

また、現場条件により工期の延長が困難なため、対象期間の休日に作業を行った場合、上記の差分を休日に振替えを行うことができる。

(2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

9. 不履行に対する措置

- ・施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

10. その他

- ・この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

11. 付則

- ・この要領は、令和6年7月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

別表-1 週休2日制工事における土木工事標準単価の補正係数

工種名	区分	補正係数
区画線工		1.04
高視認性区画線工		1.04
橋梁塗装工		1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03
	人力	1.04
コンクリートブロック積工		1.04
排水構造物工		1.04
鋼製排水溝設置工		1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.04
	高所作業車	1.04
防草シート設置工		1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.04
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04
機械式継手工		1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04
支承金属溶射工		1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03

別表-2 週休2日制工事における市場単価方式の補正係数

工種名	区分	補正係数
鉄筋工		1.04
ガス圧接工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.04
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.04
	剪定	1.04
公園植栽工		1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

建設現場における快適トイレ設置の試行要領

1. 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）設置の試行を本要領により実施する。

2. 対象工事

滋賀県土木交通部が発注する土木工事で、現場環境改善費（率分）を計上した工事のうち、受注者から希望があったものを対象とする。

3. 快適トイレの仕様

現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。現場事務所内（現場事務所と一体）のトイレには適用しない。

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「（１）快適トイレに求める機能」「（２）付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各１基設置するものとする。

（１）快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする。）

（２）付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【より快適となるもので、実施は任意】

- ⑫室内寸法900×900mm以上（面積ではない。）
- ⑬擬音装置（機能を含む。）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4. 実施の流れ

- (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、工事打合簿により監督職員と協議を行うものとする。設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。
- (2) 受注者が工事の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により施工することができる。
- (3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。また、設置前に「快適トイレチェックシート」（様式-1）に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- (4) 監督職員は、設置前に提出された資料をもとに、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。
- (5) 監督職員は、設置された快適トイレを現場または机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。
- (6) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督職員に提出するものとする。
- (7) 監督職員は、提出された見積りをもとに、「5. 積算の考え方」に基づき設計変更するものとする。

5. 積算の考え方

- (1) 快適トイレに要する費用は、設計変更で計上するものとする。費用は、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上し、全ての間接費の対象とする。
- (2) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で各1基ずつ計2基／工事まで計上できるものとする。（102,000 円／2基・月が上限）
※1：「積算上の差額」とは、**実際にかかった費用から10,000円／基・月（従来品）を減じた額。**
- (3) 使用する快適トイレがハウス型等の男女別一体型の場合は、男女別の入口になっている場合限り、102,000円／基・月を上限とし、1基／工事まで計上できるものとする。
- (4) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費（率分）に含まれるものとし、積算上の差額の対象としない。また、2基（ハウス型は1基）／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率分）を想定しており、別途計上は行わない。
- (5) 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000円）
積算で計上する費用：51,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000円）
積算で計上する費用：30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 100,000 円／基・月の場合（積算上の差額 90,000 円）
積算で計上する費用：90,000 円／基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 200,000 円／基・月の場合（積算上の差額 190,000 円）
積算で計上する費用：102,000 円／基・月

6. 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

7. その他

- (1) 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる評価は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

快適トイレチェックシート

工事名	
受注者名	

仕様	受注者 確認	発注者 確認	
	設置前	設置前	設置後
	日付 /	日付 /	日付 /
(1) 快適トイレに求める機能【必ず実施】			
① 洋式便器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 臭い逆流防止機能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 容易に開かない施錠機能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 照明設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 付属品として備えるもの【必ず実施】			
⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 鏡と手洗器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので、実施は任意】			
⑫ 室内寸法900×900mm 以上(面積ではない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 擬音装置(機能を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 着替え台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ 臭気対策機能の多重化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 室内温度の調整が可能な設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注 別添資料として、上記内容を満たすことがわかる書類(パンフレット等)を添付すること。